

じん せき こう げん ちょう 神石高原町

ビジネスプラン
コンテスト2017

チャレンジアワード

神石高原町は、起業や事業規模の拡大を応援します！

募集期間

平成29年

5月1日(月)

～8月31日(木)



JR福山駅まで約30km、広島空港まで約60km。町内を国道182号が縦断しており、中国自動車道、山陽自動車道へと続いています。鉄道はありませんが、土地(山)は豊富です。

賞金

最優秀賞(1名)

100万円

優秀賞(2名)

50万円

挑戦のまち

神石高原町！

お申込み・お問い合わせ

主催：神石高原町

神石高原町役場 まちづくり推進課

電話：0847-89-3332 FAX：0847-85-3394

メール：jk-suisin@town.jinsekikogen.lg.jp

詳しくは、町HPをご覧ください。

(産業支援に関する制度も掲載しています。)

<http://www.jinsekigun.jp/ja/town/3/3/>

神石高原町チャレンジアワード

募集要項

お申込み・お問い合わせ先

〒720-1522 広島県神石郡神石高原町小畠2025
神石高原町役場 まちづくり推進課 情報観光係
電話 0847-89-3332 FAX 0847-85-3394
メール jk-suisin@town.jinsekikogen.lg.jp

1 目的

神石高原町内における起業や新たな事業展開、事業規模・雇用拡大に対する意欲の向上を促進するため、「神石高原町チャレンジアワード」(以下「チャレンジアワード」)を開催し、新規性・独創性に富むアイデアによるビジネスプランを募集します。優秀なビジネスプランに対して、賞金を交付し、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

2 応募資格

町内に拠点を構えての起業や新しい事業分野への進出、事業規模拡大などを応援するため、業種や事業分野を問わず幅広く募集します。

- (1) 町内で当該年度を含め2年以内に起業しようとするもの
- (2) 町内に住所を有する事業所の規模拡大、雇用拡大を行う事業者
- (3) 町外から町内へ事業所の移転、工場等(恒常的に雇用が見込まれる施設)の新設を当該年度を含め2年以内に行う事業者

3 募集するビジネスプラン

次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 新規性、独創性、成長性、地域への波及効果等が認められるビジネスプランであること。
- (2) 町内事業所の規模拡大や雇用の創出、地域への波及効果が期待されるビジネスプランであること。
- (3) 当該年度を含め2年以内に実施する見込みであること。
- (4) 社会通念上、適切と認められるものであること。

4 応募方法

- (1) 平成29年8月31日(木)午後5時【必着】までに、町ホームページ(<http://www.jinsekigun.jp/ja/town/3/3/>)からダウンロードした神石高原町チャレンジアワード応募申請書(様式第1号)に記入し、添付書類を添えて、郵送又は持参により役場まちづくり推進課まで提出してください。
- (2) 参考資料(パンフレット、図面等)を提出される場合は、同じものを8部提出してください。
- (3) 応募は個人又は事業所、1グループにつき1プランとします。

5 添付書類

- (1) ビジネスプラン事業計画書(町様式) ※(1)~(3)について、追加資料の提出を求め
- (2) ビジネスプラン資金計画書(町様式) る場合があります。
- (3) 事業開始から5年間の損益計画書(任意様式)
- (4) 個人又は事業所(個人事業主の場合は申請者)の町税に滞納のない証明書(町外の方は住所地の納税証明を添付してください。)
- (5) 個人又は事業所の経歴がわかる書類
※履歴事項全部証明書(コピー可)又は(個人事業の)開業届出書の写し
※個人又は個人事業主の方は、住民票の写し又は運転免許証のコピー
- (6) その他、必要に応じて書類等の提出を求める場合があります。

6 審査

- (1) 審査会
有識者で構成する神石高原町ビジネスプラン選考委員会の選考委員が行います。
- (2) 審査基準
新規性、独創性、成長性、地域への波及効果等について審査します。
- (3) 1次審査
応募プランの書類審査を行います。
※追加資料の提出を求める場合があります。
- (4) 2次審査
プレゼンテーション及び面接審査を行います。

7 表彰及び賞金

- 最優秀賞1名、優秀賞2名を決定し表彰します。
- (1) 最優秀賞1名(賞金100万円)
 - (2) 優秀賞 2名(賞金50万円)

8 スケジュール

- (1) ビジネスプラン受付
平成29年5月1日(月)~8月31日(木)
- (2) 審査会 10月
- (3) 表彰式 11月

9 注意事項

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 審査結果に対する個別の問い合わせには一切お答えできません。
- (3) 応募用紙は、町が指定した様式及び方法で作成してください。
- (4) 応募者名や応募ビジネスプランは内容の一部をホームページ等で公表する場合があります。
- (5) 表彰式は一般公開で行いますが、特別なノウハウや秘密事項については、応募者の責任において法的保護の対策をたうえで、公表しても差し支えない範囲で応募してください。
- (6) チャレンジアワードに伴い、町が知り得た個人情報は、本人が同意している場合を除いて、チャレンジアワードに関する以外の利用や第三者に提供することはありません。
- (7) 審査結果発表後においても、応募用紙の内容に虚偽の事実があった場合は、受賞の取り消し及び賞金の返還を求める場合があります。
- (8) ビジネスプラン内容等が第三者の著作権、産業財産権等に損害を与えた場合は、応募者自身が自己の責任において解決してください。町は一切の責任を負いません。
- (9) チャレンジアワードへの参加に係る費用は、応募者の負担とします。
- (10) 審査結果により、各賞が該当なしとなる場合があります。
- (11) 各賞の対象者は、当該年度を含めた2年以内に該当のビジネスプランの状況報告書(様式第3号)に添付書類を添えて、提出してください。

10 主催

神石高原町役場 まちづくり推進課